

自立支援医療の自己負担の概要

自己負担については、原則として医療費の1割負担(網掛け部分)です。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定します。また、入院時の食費(標準負担額)については、原則として自己負担です。

| | | | | | |
|------------|------------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| ← 一定所得以下 → | | | ← 中間的な所得 → | | ← 一定所得以上 → |
| ← 「生保」 → | ← 「低 1」 → | ← 「低 2」 → | ← 「中間 1」 → | ← 「中間 2」 → | 「一定以上」 |
| 0 円 | 負担上限額 2,500 円 | 負担上限額 5,000 円 | 負 担 上 限 額 医療保険の自己負担限度額 | 公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度額) | |
| | | | 育成医療の経過措置(※1) 負担上限額 5,000 円 | | |
| | | | 重 度 負担上限額 5,000 円 | か つ 継 続 負担上限額 10,000 円 | (※2) 負担上限額(※3) 20,000 円 |

(上記所得区分の説明)(※4)

- ① 「生保」 生活保護世帯
- ② 「低 1」 市町村民税(均等割・所得割)非課税世帯で受診者(育成医療の場合は保護者)の収入が80万円以下
- ③ 「低 2」 市町村民税(均等割・所得割)非課税世帯で上記①・②以外
- ④ 「中間 1」 市町村民税(所得割)33,000円未満
- ⑤ 「中間 2」 市町村民税(所得割)33,000円以上 235,000円未満
- ⑥ 「一定以上」 市町村民税(所得割)235,000円以上

※1 育成医療における負担の激変緩和の経過措置を実施しています。

2 当面の重度かつ継続の範囲

・ 疾病、症状等から対象となる方

育成・更生・・・じん臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の方

・ 精神・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病・てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい等3年以上の精神医療の経験を有する医師によって集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方

・ 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

申請前の12か月間において、申請者の属する医療保険単位の世帯が3回以上高額療養費の支給を受けた月がある方

3 「育成医療」の経過措置と「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、令和6年4月1日を経過した段階で見直します。

4 市町村民税の賦課基準日で19歳未満の方を扶養している又は政令指定都市に住居票がある場合は、所得区分が低くなる可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。